

ケーブルテレビ株式会社加入約款

ケーブルテレビ株式会社（以下「甲」という）と甲が行うサービスの提供を受ける者（以下「加入者」という）との間の締結される加入申込は、以下の条項によるものとします。

第1条（サービス提供）

甲はサービスを提供する区域（以下「業務区域」という）内において甲のサービス提供に必要な施設（以下「本施設」という）を設置するとともに、加入者に次のサービスを提供します。

- 1) デジタルのテレビジョン放送（多重放送を含む）の同時再送信サービス
- 2) FM ラジオ放送の同時再送信サービス
- 3) 有線テレビジョン放送施行規則第2条3号の規定にいう当社が提供するデジタル「自主放送」番組サービス

この自主放送番組の内容についてはベーシック番組・ペイ番組とコマーシャル番組とします。

第2条（加入の単位）

甲は加入者引込線1回線ごとに1つの加入申込を締結します。但し、集団加入については、別個の協議によります。

第3条（加入の成立）

加入は加入申込者が加入申込書の記載の定め並びにこの約款を承認し、加入申込書に必要事項を記入のうえ提出し、甲がこれを承認した時に成立するものとします。

- 2) 加入者は、加入者引込線設置工事施工についてあらかじめ地主、家主、その他利害関係者の承諾を得ておくものとし、後日問題が生じた場合であっても甲は責任を負いません。
- 3) 甲は前項の規定にかかわらず加入者引込線を設置し、保守することが、技術上経営上困難なときは加入の申込を承認しないことがあります。

第4条（加入料金・利用料金）

加入者は、別表に定める加入料金及び利用料金を甲に支払うものとします。

- 2) ベーシック番組の月額利用料はサービスの提供を受け始めた日の属する月の翌月から毎月支払うものとします。また、ペイ番組のサービスを受けた場合は、ベーシック月額利用料の他に、ペイ利用料を支払うものとします。
- 3) 落雷時、やむを得ない事由により甲が、第1条に定めるサービスの提供ができなかった場合原則として利用料金の減額は行わないものとします。ただし、月のうち継続して10日以上亘ってそのサービスの提供が出来なかった場合は、当該月分（2ヶ月にわたりひきつづき10日以上20日未満行わなかった場合は、初月分）の利用料金は無料とします。
- 4) 社会、経済情勢の変化に伴い、利用料金を改訂することがあります。その場合には、改定1ヶ月前までに当該加入者に通知します。但し、前納額を支払った加入者の未経過期間についてはこれを据え置くものとします。
- 5) NHKのテレビ受信料(BS放送含む)は、甲が設定した利用料金の中に含まれません。
- 6) 特例により施設利用料で再送信のみの受信を認める場合があります。

第5条（料金の支払方法）

加入者は、甲に加入料金、利用料金等について、別途甲が指定する期日までに、指定する方法により支払うものとします。

- 2) 甲は、原則加入者に対して請求書及び領収書発行は行わないものとします。

第6条（デジタルチューナーの貸与）

デジタルチューナー本体は、甲の所有とし、加入者に貸与します。又解約時には、デジタルチューナーは甲に返納するものとします。

- 2) 加入者は別途定める利用者案内に従ってデジタルチューナーを使用するものとして、故意または過失によるデジタルチューナーの破損紛失等の場合には、その相当分を甲に支払うものとします。
- 3) デジタルチューナー付属リモコンの消耗故障破損等による交換は有償となります。

第7条（施設の設置および費用の負担）

甲は、本施設のうち放送センターからタップオフもしくはクロージャーマでの設置に要する費用を負担します。加入者は、タップオフもしくはクロージャーマの引込端子から受信機迄の設置に要する費用を負担します。但し、自営柱の建柱、地下埋設、鉄筋コンクリートの穴あけ等、加入者敷地内及び宅内の特別工事を必要とする場合は、加入者はその費用を負担します。

- 2) 本施設の設置工事は甲または甲が指定した工事業者が行うものとします。

第8条（施設の所有関係）

本施設のうち、放送センターから保安器出力端子もしくは光成端箱（光受信機使用の場合は機器内融着トレイ）までの施設およびデジタルチューナー本体は甲の所有とします。本施設のうち保安器出力端子もしくは光成端箱（光受信機使用の場合は機器内融着トレイ）以降のすべての施設（但しデジタルチューナーを除く）および第7条で規定した自営柱、地下埋設設備は加入者の所有とします。

第9条（施設の維持管理）

甲は放送センターから保安器もしくは光成端箱（光受信機使用の場合は機器内融着トレイ）までの施設について維持管理します。

- 2) 加入者は甲の施設の維持管理の必要上、甲のサービス提供が一時停止することを承認するものとします。

第10条（故障・保守等に伴う責任負担）

甲は提供する放送サービスの受信に異常が生じた場合これを調査し必要な処置を講じます。

- 2) 加入者は甲の提供するサービスの受信に異常をきたしている原因が加入者施設による場合は、修復に要する費用を負担していただきます。又、加入者施設の故障によって生じた損害についても損害賠償していただきます。
- 3) 加入者は、自己の故意、過失によって第8条に規定する甲所有の施設に故障を生じさせた場合は、その修復に要する費用を負担していただきます。

第11条（天災に関する事項）

甲の施設には保安装置が設けられていますが、落雷等により加入者の受信

機が破損した場合は甲はその責任を負い兼ねます。

- 2) 天災で甲の施設が壊滅した場合は甲はその責任を負わないものとします。

第12条（利用に係る加入者の義務）

加入者は、甲又は甲の指定する業者が本施設の検査修復等を行うために、加入者の敷地、家屋、構築物等の出入に協力を求めた場合これに便宜を共するものとします。

- 2) 加入者引込線に線条その他の導体を連絡し又、デジタルチューナーを改変してサービスを無断で受信することを禁止します。

第13条（加入台数）

加入者が本施設に加入申込書に定める台数を超える受信機を接続することを禁止します。

- 2) 加入者は前項に違反した場合は、加入者が甲のサービス提供を受け始めたときにさかのぼり当該料金を甲に支払うものとします。

第14条（サービスの無断使用、営利使用の禁止）

法令で、加入者がテープ、配線等で甲のサービスを第三者に提供すること、及び対価を受けて甲のサービスを第三者に上演することを禁止します。

第15条（一時変更）

加入者は甲のサービスの提供の一時停止、またはその再開を希望する場合は、直ちにその旨を文書により申し出るものとします。この場合は一時停止を申し出た日の属する月の翌月から、再開した日の属する月の前月までの期間の料金は第4条の規定にかかわらず無料とします。

- 2) 加入者は甲のサービスの提供の再開を希望する場合は一時停止解除の工事費を甲に支払うものとします。

第16条（設置場所の変更）

加入者は次の場合に限り受信機、デジタルチューナーの設置場所を変更できるものとします。

- 一、 同一敷地内での施設の変更
- 二、 同一敷地外の移転先が甲の業務区域内で、かつ最寄りのタップオフもしくはクロージャーマに余裕がある場合

- 2) 加入者は前項の規定により受信機、デジタルチューナーの設置場所を変更しようとする場合は文書によりその旨を申し出るものとします。
- 3) 加入者は前2項の規定による変更による費用を負担するものとします。

第17条（名義変更）

加入者の異動が生じる場合、甲が承諾すれば、新加入者は旧加入者の名義を変更することができるものとします。

- 2) 前項の規定により名義変更をしようとするときには新加入者は次に定める名義変更手数料を甲に支払うものとします。

- (1) 相続による名義変更……………¥1,000(税込¥1,050)
- (2) 上記以外の理由による名義変更……………¥5,000(税込¥5,250)

第18条（加入解除）

加入者は加入を解除しようとする場合、解除を希望する10日前に文書により甲にその旨を申し出るものとします。

- 2) 加入者がやむを得ぬ事情により加入解除する場合、次に定める項目に従って費用をご負担いただきます。

- 一、 サービス開始日から1年未満の解除の場合は、初期工事費割引相当額及び施設撤去費用分として¥20,000をご負担いただきます。
- 二、 一年以上ご利用いただいている場合は、施設撤去費用（¥8,400）をご負担いただきます。

- 3) 前項による解除の場合、加入者は4条の規定による利用料金を当該解除の日の属する月の分まで支払うものとします。
- 4) 第1項による解除の場合甲は甲の施設を撤去します。但し撤去に伴い、加入者が所有もしくは占有する敷地、家屋、構築物等の復旧を要する場合、加入者はその復旧費用を負担するものとします。
- 5) 甲は加入者が加入料金を支払期日まで支払わなかった場合、又は利用料金を継続して3ヶ月支払わなかった場合サービスの提供を停止し、さらに停止後3ヶ月経過しても入金のない場合は、加入は解除されたものとします。なお、この場合発生する費用は2)に準ずる。

第19条（加入者の義務違反による解除）

甲は加入約款に違反する行為があったと認める場合は加入者に通告のうえサービスの提供を停止し、あるいは加入を解除することがあります。

- 2) 加入者は前項により甲のサービスの提供を停止されて解除となった場合は、直ちに約款によるすべての権利を失います。
- 3) 加入者は第12条2項の定め違反した場合は、加入者が甲のサービスの提供を受け始めた年月に遡って、当該規約に定められた利用料金相当額を別途甲に支払っていただきます。

第20条（定めなき事項）

この約款に定めなき事項が発生した場合は、甲と加入者は加入の締結の主旨に従い誠意をもって協議の上、解決に当たるものとします。

第21条（加入約款の改正）

甲は、この約款を総務大臣に届け出たうえ改正する場合があります。

（料金表）

1. 基本サービスに伴う料金（エンジョイコース）

	加入料	基本料金（月額）
1 台目	¥50,000(税込¥52,500)	¥3,600(税込¥3,780)
2 台目		¥2,100(税込¥2,205)
3 台目以降		¥1,600(税込¥1,680)

2. 基本サービスに伴う料金（ドリームコース）

	加入料	基本料金（月額）
1 台目	¥50,000(税込¥52,500)	¥4,400(税込¥4,620)
2 台目		¥2,500(税込¥2,625)
3 台目以降		¥2,000(税込¥2,100)